

ア 本市のいじめの状況

いじめ認知件数の推移

	小学校	中学校	合計
平成 2 8 年度	811	135	946
平成 2 9 年度	862	213	1075
平成 3 0 年度	1201	295	1496
令和元年度	1379	282	1661
令和 2 年度	1669	283	1952

令和 2 年度 学年別いじめの認知件数

小学校

	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生
男 子	165	174	181	151	166	110
女 子	121	145	146	137	91	82
合 計	286	319	327	288	257	192

中学校

	1 年生	2 年生	3 年生
男 子	107	45	14
女 子	55	34	28
合 計	162	79	42

令和 2 年度 いじめの態様で多い項目

小中学校ともに

- 冷やかし・からかい・悪口・脅し文句・嫌なことを言われる
- 軽くぶつかられる・遊ぶふりをして叩かれる・蹴られる
- 仲間はずれ・集団による無視をされる

イ 市教育委員会のいじめ防止に係る取組

○盛岡市いじめ問題対策連絡協議会

- ・ 構成メンバー

県警，児相，PTA，臨床心理士会，社会福祉士会，地方法務局，医師会，校長会，市未来部

○学級経営，人間関係作りに関する取組の推進

- ・ 「いじめ問題への取組についてのチェックシート」を活用した各学校における指導体制の確認

○いじめアンケートの実施と分析及び研修会の実施

- ・ 児童生徒と保護者に対する「いじめアンケート」の実施と分析（11月）
- ・ 市教育研究所公開講座

○家庭におけるインターネットの適切な利用に係るルール作りの促進

- ・ 「盛岡市5か条のスマホルール」リーフレットの配布

ウ いじめの重大事態とは

- 「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める」事態（いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号）
- 「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める」事態（同項第2号）

【全国的事例】（「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」より）

- ①児童生徒が自殺を企図した場合
 - 軽傷で済んだものの，自殺を企図した。
- ②心身に重大な被害を負った場合
 - リストカットなどの自傷行為を行った。
 - 暴行を受け，骨折した。
 - 投げ飛ばされ脳震盪となった。
 - 殴られて歯が折れた。
 - カッターで刺されそうになったが，咄嗟にバッグを盾にしたため刺されなかった。
 - 心的外傷後ストレス障害と診断された。
 - 嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
 - 多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。
 - わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。
- ③金品等に重大な被害を被った場合
 - 複数の生徒から金銭を強要され，総額1万円を渡した。
 - スマートフォンを水に浸けられ壊された。
- ④いじめにより転学等を余儀なくされた場合
 - 欠席が続き（重大事態の目安である30日には達していない）当該校へは復帰ができないと判断し，転学（退学等も含む）した。

エ 本市のいじめの重大事態の状況

いじめの重大事態の発生件数の推移

	小学校	中学校	合計
平成27年度	0	1	1
平成28年度	0	1	1
平成29年度	0	0	0
平成30年度	2	2	4
令和元年度	2	7	9
令和2年度	5	4	9
計	9	15	24

【内訳】

○種別

生命、身体又は財産重大事態（1号） 3件
不登校重大事態（2号） 21件

○調査主体

学校主体調査 23件
設置者主体調査 1件

オ いじめの重大事態への対応

○「学校いじめ防止基本方針」の定期的な見直し

各学校は、校内組織体制の在り方、主任や管理職への報告、適切な記録の方法、指導の成果物等の保存及び管理等、方針が形骸化することがないように、校内で定期的に見直し、事案発生時に生かす。市教育委員会は、各学校の基本方針を定期的に確認し、その効果を高められるように努める。

○事案発生時における市教育委員会の支援

市教育委員会は、現況確認を早急に進め、重大事態の認定、調査主体の判断、校内体制や不適切な対応についての指導・助言を迅速に行う。

○教員研修の充実

市教育委員会は、事案の重大化を防ぐためのモデルケースの提示や、正確な調査のための事実認定や聴取の方法について、実践的な研修会を企画する。

カ いじめの重大事態事案について

【事案の概要】

部活動の際に、日常的な嫌がらせを受けて、3年生の時に不登校状態となり、卒業するまで欠席状態が続いた。本事案に係る学校の対応は、部活動顧問や当該学年といった単位でのみ行われており、学校全体において方針を定めた対応ではなかったことから、指導等の記録が存在しないものも多く、事実確認は困難を極めた。その結果、保護者への報告書の説明、対応に時間を要してしまい、更なる不信感を抱かせてしまうこととなった。

教育委員会としては、保護者から更なる新しい事実の訴えがあるなど、提出された学校の報告書の内容について、調査がまだ十分に尽くされていないと判断し、本事案について、「盛岡市いじめ調査委員会」を立ち上げ、調査を実施することとした。

調査委員会による約1年間の調査の結果、調査報告書が教育委員会をとおして市長に提出され、報告書に対する保護者の意見書も提出された。

キ 再発防止について

① いじめの未然防止に関すること

(学 校)

児童生徒一人一人の心に届く教育を教育活動全体の中で計画的、かつ継続的に進める。

(教育委員会)

スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの適正配置に努める。

② いじめの早期発見・早期対応に関すること

(学 校)

教職員と児童生徒との信頼関係の構築に努め、教育相談体制の充実を図る。

(教育委員会)

「いじめ」や「重大事態」の定義について正しく捉え、発見及び対応するための研修を開催する。

③ 事案発生時の対応に関すること

(学 校)

管理職等への報告、指導方針の決定、適切な指導と記録等、学校の基本方針に基づき組織的な対応を進める。

(教育委員会)

重大事態の認定、調査主体の判断、校内体制や不適切な対応についての指導・助言及び報告を迅速に行う。